

雇用保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する 厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正す る省令案概要

雇用保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令案の概要①

【雇用保険法施行規則関係】

- 特定一般教育訓練を受け、修了し、資格の取得等をし、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者（以下「一般被保険者等」という。）として雇用された者（※1）又は雇用されている者（※2）については、教育訓練給付金の給付率を50%（上限25万円）とする。〔要綱第一の一関係〕
- 専門実践教育訓練を受け、修了し、資格の取得等をし、かつ、一般被保険者等として雇用された者（※1）又は雇用されている者（※2）のうち、①に掲げる額が②に掲げる額の105%相当額以上である者については、教育訓練給付金の給付率を80%（上限192万円（※3））とする。〔要綱第一の二関係〕
 - ① 資格を取得等し、かつ、雇用された日から起算して1年を経過する日までの間（雇用されている者にあつては、資格の取得等をした日から起算して1年を経過する日までの間）における連続する6箇月間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）を法第17条に規定する賃金とみなして同条第1項又は第2項の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額
 - ② （1）及び（2）に掲げる者の区分に応じて、当該（1）及び（2）に定める額
 - （1） 教育訓練開始日において雇用されている者 教育訓練開始日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして法第17条（第4項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額
 - （2） （1）に該当しない者 教育訓練開始日前の直近の離職に係る法第17条（第4項を除く。）の規定に基づき算定される賃金日額
- 専門実践教育訓練給付金の支給を受ける者に係る支給限度期間（教育訓練開始日から10年間）における支給額の上限を192万円（※3）とする。〔要綱第一の三関係〕

- ※1 修了日の翌日から起算して1年以内に雇用された者（1年以内に雇用されることが困難な者として職業安定局長の定める者を含む。）に限る。
- ※2 修了日の翌日から起算して1年以内に資格の取得等をした者（やむを得ない理由のため1年以内に資格の取得等を行うことができない者として職業安定局長の定める者を含む。）に限る。
- ※3 法令により4年の修業年限が規定されている訓練を受講している者であつて一定の要件を満たすものについては、256万円。

雇用保険法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令案の概要②

- 管轄公共職業安定所の長は、特定一般教育訓練給付金の給付対象者に対し、追加給付の申請を行うべき期間（※4）を通知するものとし、給付対象者は、追加給付の支給を受けようとするときは、申請期間内に、教育訓練給付金支給申請書に、受講費用の証明書類、資格の取得等の証明書類等を添付して、管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。〔要綱第一の四関係〕
- 管轄公共職業安定所の長は、専門実践教育訓練給付金の給付対象者に対し、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合における追加給付の申請を行うべき期間（※5）を通知するものとし、給付対象者は、当該追加給付の支給を受けようとするときは、申請期間内に、教育訓練給付金支給申請書に、教育訓練の受講前後のそれぞれの賃金の額に係る証明書類、受給資格者証等を添付して、管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。〔要綱第一の五関係〕
- 特定一般教育訓練給付金に係る追加給付及び専門実践教育訓練給付金に係る教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合における追加給付について、支給を決定したときは、その日の翌日から起算して7日以内に支給する。〔要綱第一の六、七関係〕

【生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令関係】

- 保護の実施機関又は福祉事務所から資料の提供等の求めがあった際に厚生労働大臣が提供しなければならない雇用保険法による給付の支給に関する情報について、専門実践教育訓練給付金に係る情報が規定されているところ、専門実践教育訓練の定義条項の移動に伴う所要の措置を行う。〔要綱第一の八関係〕

【施行期日等】

- 令和6年10月1日から施行する。〔要綱第二の一関係〕
- 改正後の規定は、施行日以後に教育訓練を開始した者について適用する。〔要綱第二の二関係〕

- ※4 資格の取得等をし、かつ、就職等した日の翌日から起算して1箇月以内。雇用されている者にあつては、資格を取得等した日の翌日から起算して1箇月以内。
- ※5 資格の取得等をし、かつ、就職等した日の翌日から6箇月を経過した日から起算して6箇月以内。雇用されている者にあつては、資格を取得等した日の翌日から6箇月を経過した日から起算して6箇月以内。

施行期日について（一覧）

【雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）等】

施行期日	改正内容
公布日 (令和6年5月17日)	○育児休業給付に係る国庫負担引下げの暫定措置の廃止 ○介護休業給付に係る国庫負担引下げの暫定措置の令和8年度末までの継続
令和6年10月1日	○教育訓練給付金の給付率引上げ（受講費用の最大70%→80%）
令和7年4月1日	○自己都合退職者が、教育訓練等を自ら受けた場合の給付制限解除 ○就業促進手当の見直し（就業手当の廃止及び就業促進定着手当の給付上限引下げ） ○育児休業給付に係る保険料率引上げ(0.4%→0.5%)及び保険財政の状況に応じて保険料率引下げ(0.5%→0.4%)を可能とする弾力的な仕組みの導入 ○教育訓練支援給付金の給付率引下げ（基本手当の80%→60%）及び当該暫定措置の令和8年度末までの継続 ○雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、地域延長給付の暫定措置の令和8年度末までの継続 ○「出生後休業支援給付」・「育児時短就業給付」の創設（※1） ○子ども・子育て支援特別会計の創設（※1） ○高年齢雇用継続給付の給付率引下げ（15%→10%）（※2）
令和7年10月1日	○「教育訓練休暇給付金」の創設
令和10年10月1日	○雇用保険の適用拡大（週所定労働時間「20時間以上」→「10時間以上」）

（※1）子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

（※2）雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号）

教育訓練給付の拡充

- 個人の主体的なリ・スキリング等への直接支援をより一層、強化、推進するとともに、その教育訓練の効果（賃金上昇や再就職等）を高めていく観点から、教育訓練給付の専門実践教育訓練給付金や特定一般教育訓練給付金の拡充等を行う。

※ 黒字は現行制度。赤字部分が、今回の見直し内容。

	専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練給付金
対象講座	労働者の中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練	労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練	左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練
本体給付	50%（年間上限40万円）	40%（年間上限20万円）	20%（年間上限10万円）
追加給付① （資格取得＋就職・雇用）	20%（年間上限16万円）	【新規】 <u>10%（年間上限5万円）</u>	
【新規】 追加給付②（賃金上昇） ※①の給付を前提とする。	【新規】 <u>10%（年間上限8万円）</u> ※訓練前後で賃金が5%上昇		
最大給付率	70%（年間上限56万円） <u>→80%（年間上限64万円）</u>	40%（年間上限20万円） <u>→50%（年間上限25万円）</u>	20%（年間上限10万円）

賃金要件（上昇）の確認方法について（専門実践教育訓練給付金）

- 賃金要件の確認に当たっては、以下のとおり、教育訓練の修了前後の賃金を比較する。

1. 賃金要件

（教育訓練後の賃金）

- ① 訓練を修了し、資格取得等をし、かつ、雇用された日※¹から1年を経過するまでの期間における連続する6ヶ月間の賃金を基礎とするみなし賃金日額

（教育訓練前の賃金）

- ② 教育訓練開始日前の直近の離職に係る賃金日額※²

※1 資格取得等より先に雇用された場合は、資格取得等をした日。在職者の場合は、資格取得等をした日。

※2 在職者の場合は、教育訓練開始日の前日を離職日とみなした場合に算定される賃金日額に相当する額。

$$\Rightarrow \text{①} / \text{②} \geq 105 / 100$$

（詳細のイメージは、次ページのとおりに）

2. 申請期限

- 訓練を修了し、資格取得等をし、かつ、雇用された日※¹の翌日から6ヶ月を経過した日から起算して6ヶ月以内
- ※1 資格取得等より先に雇用された場合は、資格取得等をした日。在職者の場合は、資格取得等をした日。

3. 対象賃金

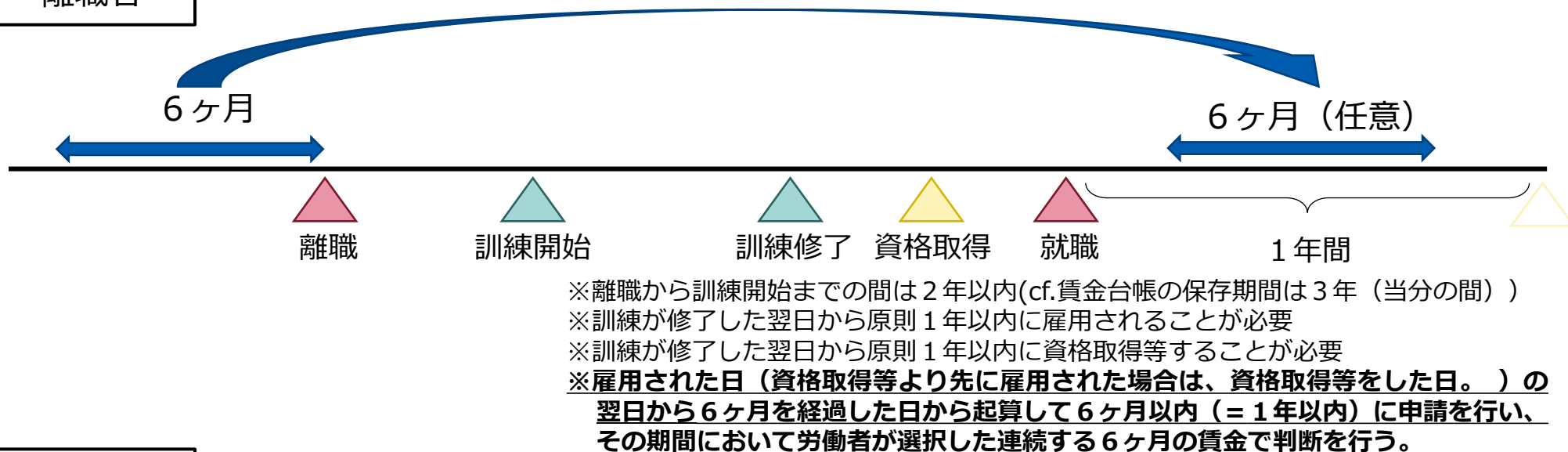
- 支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。）
- ※離職時に基本手当の賃金日額の計算に用いられる「賃金」と同じ。

4. 申請時の提出資料

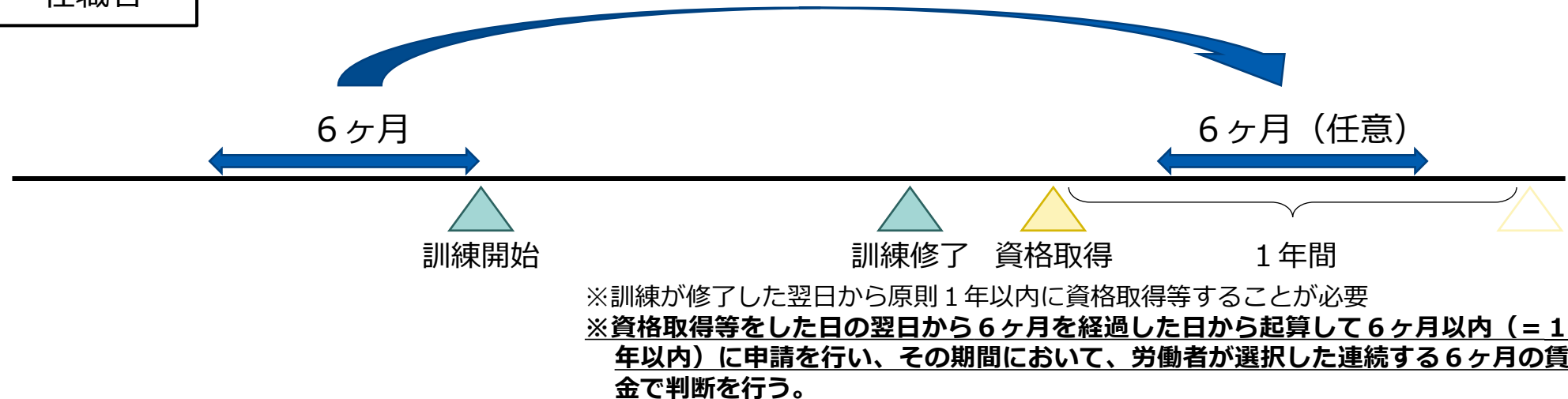
事業主の証明（事業主が所定様式に対象となる期間の賃金額など必要事項を記載）に、給与明細の写し等を添付する。⁵

賃金要件（上昇）の確認方法について（専門実践教育訓練給付金）（イメージ）

離職者



在職者



（注）在職者であって、修了後1年以内に試験がない等のため、1年以内の資格取得要件を満たせない事例（介護福祉士等）への対応も今回の省令改正に併せて措置。

事業主による賃金証明（イメージ）

[illegible]

【参考】雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

【令和6年4月10日 衆議院厚生労働委員会】

四 教育訓練給付について、効果的な給付の観点から、講座の効果、賃金上昇の確認方法等の十分な検証を行い、その結果を踏まえ、労働政策審議会において必要な検討を行うこと。

【令和6年5月9日 参議院厚生労働委員会】

七、教育訓練給付について、効果的な給付の観点から、講座の効果、賃金上昇の確認方法等の十分な検証を行い、その結果を踏まえ、指定講座の見直し等を含め、労働政策審議会において必要な検討を行うこと。